

令和4年11月28日

デジタル副大臣
大串 正樹 様

埼玉県におけるDX推進に関する要望

埼玉県知事 大野 元裕

1 まちづくりやインフラ等維持管理に不可欠な地理空間情報の蓄積と地方との共有

人口減少下で地域の活力を維持し、世界をリードするイノベーションを創出するためには、都市空間のデジタル化にあわせて道路等のインフラや建物、交通、防災など様々な情報をサイバー空間上で一体的に把握・分析し、その成果をフィジカル空間にフィードバックする「まちづくりのDX」が重要となる。

本県においても、道路や建物、河川など様々なデータを統合型GISとして集約し、庁内各部門、さらには県民・事業者ともデータを共有し活用できるシステムの構築に取り組んでいる。また、県内全域の3D都市モデル整備についても検討しているところであるが、県土全体のデジタル化には国や市町村との連携が不可欠である。

これらのデータの取得や情報の更新には膨大な手間やコストがかかり、現状では各省庁、県、市町村がそれぞれのニーズに応じたデータの収集をそれぞれ実施している状況にあり、無駄やムラが生じている可能性がある。

国が今後、地理空間情報を取得する際は、地方自治体のGISニーズを取り入れ、対象範囲等を拡充することにより、例えば既存の点群データとの連携や3D都市モデルへの反映など、国・地方を通じた有効活用の最大化を図ることが可能となる。

また、収集するデータを統一・共通の仕様とすることで手間や経費が軽減され、データ活用も容易になる。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

- 多様な主体による活用を前提として、国、自治体、民間等の連携による各種データ蓄積のためのプラットフォームを構築すること。
- 道路や河川のように管理者が異なる施設等のデジタル化にあたっては、国と自治体でデータ共有できる仕組みを確保すること。
- 例えば道路に関しては、路面の情報のみならず、道路標識や道路表示、路面下（埋設物・空洞等）など様々な情報の収集・活用が求められることから、関係省庁・機関・団体等と調整のうえ、効率的な情報収集・共有を進めること。

2 マイナンバー利用事務系におけるペーパーレス、テレワーク環境を実現するための規制緩和

本県では、紙文化の行政事務から脱却し、新しい次世代のワークスタイルを実現するとともに、デジタル化による業務の最適化を図ることで、県民・事業者に対してハイクオリティな行政サービスを実現できる埼玉県への変革を目指しており、マイナンバー利用事務系においてもペーパーレスの取組を進め、将来的にはすべての申告・納税等の電子化により、県民の利便性を高めようとしているところである。

そのため、マイナンバー利用事務系におけるペーパーレス、テレワークの阻害要因となっている既存の制度を速やかに見直すとともに、基準に合致させるために負担が発生している部分について、財政上の措置を講じる必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、三層分離の見直しに伴い新たに提示された二つのモデルでは、各接続系（マイナンバー系・LGWAN系・インターネット系）で使用される主要なシステムのみ記載されているが、接続系の分離に伴い、各接続系に独立して構築する必要がある文書管理システムについては明示されていない。

情報システムの全体イメージを明確にするため、文書管理システム等も各接続系に設置すべきシステムとして明記するとともに、三層分離が原因で二重投資が必要となるシステムについては、その構築に係る費用について、具体的な財政上の措置等を講じること。

- マイナンバー系への接続に係る規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用が可能となるよう、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を見直すとともに、閉域モバイル網やシンクライアントの導入等、テレワーク及び無線接続を実現するためのセキュリティ対策について具体的な基準を示すことにより、導入を検討している都道府県が早期に具体的なシステム構築等に取り組めるようにすること。

3 庁内のバックオフィス連携など行政手続きのワンストップを阻害する規則等の見直し

本県では、県民サービスの利便性向上と行政事務の更なる効率化を目指し、庁内の行政手続きについて、バックオフィス連携により納税証明書の省略を可能にすることを目指している。

現在、本県で納税証明書の添付を求めている庁内行政手続きが約32,000件あり、情報を庁内で連携することにより、利用者にとっては、複数の行政窓口に行く負担や、証明書交付手数料の負担が軽減され、利便性が向上するとともに、行政側も申請手続き事務を効率化できる。

しかしながら、一部の手続きについては、書面による納税証明書の提出が求められているため、推進の阻害要因となっており、その根拠となる法令や規則、運用等を見直す必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

- 建設業法における許可申請の添付書類において、施行規則で「納付すべき額及び納付済額を証する書面」を求めており、現状では納税証明書を省略できるのは国土交通大臣に電子申請する場合のみであるため、法令規則等の改正または運用の見直しを行うこと。
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で「書類を添付しなければならない」と規定されており、ほとんどが電子申請であるにも関わらず、PDFの添付による納税証明書の提出を求めているため、法令規則等の改正または運用の見直しを行うこと。
- 優良産廃処理業者認定制度について、環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」において、都道府県税を滞納していないことを証する書類の提出を求めている。この手続きについて、運用の見直しを行うこと。

4 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の利用促進について

「自動車保有関係手続のワンストップサービス」（以下、「OSS」という。）は、平成17年度に稼働し、17年以上が経過している。

OSSは、自動車の保有に係る手続が国土交通省、警察、都道府県にまたがるため、これらの手続をインターネット上でワンストップで可能とし、さらに、関係する手数料や税金をまとめて納付できるシステムである。

新車新規登録や継続検査手続のように、OSSを利用した手続の割合が50%を超えているものもあるが、中古車新規登録については、全国の総申請件数1,020,538件に対して、OSSで申請されたものはわずか339件、利用率にして0.03%に過ぎないなど、中古車新規登録、移転登録などの手続は、0.03%～2%台と低い利用率にとどまっている。

この理由としては、電子申請に添付するデータを紙に印刷した上で運輸支局窓口を持参し確認を得なければならないことやシステムの操作性が悪いことなどが考えられ、特に中古車に係る手続で利用が進んでいない。

このため、都道府県への税申告では、紙申告が多数を占め、その受付業務に係る委託料等の経費の削減が進まず、各県の大きな負担となっている。

また、軽自動車OSSについては、令和5年1月から新車新規登録手続にも拡大されるが、移転登録等の手続については未だ開発のスケジュールが明確にされていない。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

- OSSのみで手続が完結できるよう、移転登録等において添付書類を窓口を持参させる仕組みを直ちに廃止し代替の措置を検討すること。
- システム改修等による操作性の向上や、分かりやすいマニュアル等の整備を行うこと。
- 令和5年1月から車検証の電子化や軽自動車OSSが開始されることから、より一層積極的な広報を実施し利用促進を図ること。
- 軽自動車OSSにおける継続検査及び新車新規登録以外の手続についても、システム開発に着手し、早期に適用すること。

5 電子入札のDX推進のための国による支援について

本県では、入札参加者の利便性を図るため、県内市町等と共同で運用する「電子入札共同システム」の再開発等を行い、競争入札資格申請及び個別入札に関する添付資料をオンラインで提出可能にするとともに、行政機関間の情報連携により提出書類の一部を省略できる状態を目指している。さらには、ICカードやブラウザに限定されず、スマートフォンからでも入札参加を可能（いつでも、どこからでも24時間、365日アドレスフリー）とすることも目標としている。

しかしながら、政府が保有する登記情報等が地方公共団体等の行政機関と連携されていないため、事業者は入札手続きに手間を要し、行政手続きのワンスオンリーが実現していない。

また、現在の電子入札共同システムは、建設工事等の公共調達に関する情報システムの開発や情報サービスを行っている一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が開発したシステム（電子入札コアシステム）が基となっており、全ての都道府県で採用されている。

このシステムは、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク（LGWAN）上での運用、ICカードに限定された認証システム、稼働時間などの制約などがあり、さらなる入札参加者の利便性を図るうえでの課題となっている。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

- デジタル庁が法務省と共同で推進している、登記事項に係る行政機関間の情報連携により登記事項証明書の添付を省略する取組を、早期に実現すること。
- 現在、全国の電子入札で広く採用されている電子入札コアシステムについて、現在の認証方式等にこだわることなく、いつでも、どこからでも24時間、365日アドレスフリーが図られるよう、政府からJACICに働きかけを行うこと。

6 NPO法人の認証等に係るオンライン手続について

NPO法人は、事業活動の内容を事務所や所轄庁において一般の閲覧等に供するため、毎年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

これまではこれらの書類を紙ベースで作成して提出していたが、今後は事業報告書など50以上の書類をオンラインで提出できるよう、内閣府ではNPO情報管理・公開システムの機能拡充を進めており、ウェブ報告システムが稼働する予定である。

オンライン化によりNPO法人と所轄庁の利便性が向上することは望ましいことであるが、本システムを利用する場合、NPO法人は、まず利用者情報を入力し、数日後に内閣府から郵送される認証コードを入力しなければ手続を開始することができないとされている。

身元確認のために郵便物の送付・受領の手間や時間をかけることは、デジタル三原則の一つである「デジタルファーストの原則」に合致するとは言い難い。

以上を踏まえ、下記の事項について、適切かつ迅速な対応をお願いする。

- NPO法人が申請に使用する内閣府ウェブ報告システム利用に伴うアカウント登録作業について、郵送による認証コード送付手続の簡略化を行うこと。

(想定されている手続き)

